



BAN-BANネットワークス111チャンネル  
地域のイベントや話題、住んでいる町の行政情報など、まるごと1週間の地域の動きが分かる『地域情報番組』です。

5月の内容

- 4月28日～5月11日 市民病院の取り組み(仮)
- 5月19日～6月1日 「COOL CHOICE」に取り組みよう!

Weekly東はりま 放送時間

月曜日 6:00～、9:00～、18:00～  
火曜日 13:00～、21:00～  
水曜日 6:00～、9:00～、18:00～  
木曜日 13:00～、21:00～  
金曜日 6:00～、9:00～、18:00～  
土曜日 13:00～、18:30～  
日曜日 6:00～、9:00～、18:00～  
※C018chでも毎日放送します  
10:00～、20:45～、3:30～

交通事故の状況

平成29年2月末現在 昨年度比

	人身事故件数	傷者	死者
加古川市	237(+22)	285(+22)	2(+2)
稲美町	26(-6)	28(-15)	0(±0)
播磨町	32(+2)	48(+12)	0(-1)

犯罪発生状況

3月の町内犯罪発生件数 27件 (前月比±0件)

種別	件数
空き巣など	3
オートバイ盗	1
自転車盗	9
万引き	1
暴行	1
器物損壊	3
その他	9

平成29年犯罪累計 78件

おくやみ【3・4月届出分】

氏名(敬称略)	町名	年齢
大江 茂樹	(本庄)	68
山本 ミヨ子	(南大中)	80

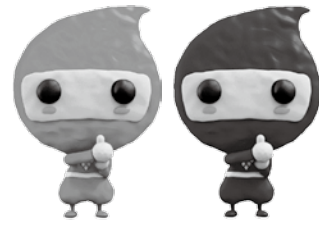
福祉

心身障害者扶養共済掛金の補助金申請

平成28年度の心身障害者扶養共済掛金に対する補助金については、今回の第3期が最終となります。期限までに申請されない補助金が交付されませんのでご注意ください。

- ▼申請期限 5月8日(月)
- ▼必要種類 掛金の領収証(平成28年度前回申請分以降、平成29年3月分)、振込先金融機関の確認できるもの、印鑑(朱肉を使用するもの)、兵庫県心身障害者扶養共済制度加入証書
- ▼問合せ・申請窓口

福祉グループ ☎079(435)2361  
臨時福祉給付金(経済対策分)の申請はお早めに  
臨時福祉給付金(経済対策分)の支給対象と見込まれる方に、平成29年2月末に申請書類を送付しています。申請がまだの人は、申請書に必要事項を記入・押印のうえ、添付書類をそろえて同封の返信用封筒に入れ、郵便ポストへ投函もしくは福祉グループ窓口へ提出してください。



▼申請期間 7月3日(月) (当日消印有効)  
※申請期限を過ぎると支給できませんのでご注意ください。  
▼対象 平成28年度住民税が課税されていない人(課税されている人の扶養親族や生活

税

兵庫県・県税事務所 自動車税についてのご案内

自動車税の納期限は5月31日(水)です。

納税はお近くの銀行・農協などの金融機関、ゆうちょ銀行・郵便局、兵庫県指定のコンビニエンスストア(全国の店舗)または県税事務所まで5月31日(水)までにお忘れなく!  
平成29年度軽自動車税の減免申請は5月31日までに

自動車税の減免を受けていない障がい者が利用する軽自動車、原動機付自転車、二輪の小型自動車などについては、軽自動車税が減免される制度があります。  
▼対象 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が利用する軽自動車など  
※障がいの程度によっては、減免できない場合もあります。  
▼減免台数 障がい者1人につき1台のみ

軽自動車税の減免申請に必要なもの

こんな場合に	必要なもの
●障がい者が所有し、自ら運転する場合	①身体障害者手帳など②運転免許証③マイナンバーカード(個人番号カード)もしくは通知カード④認印⑤納税通知書
●障がい者と生計を同一にする者が専ら障がい者のために所有し、運転する場合	上記①～⑤のほか、⑥通院・通学などを確認できるもの(診察券、学生証など) ※1
●障がい者のみの世帯を常時介護する者が専ら障がい者のために運転する場合 ※2	上記①～⑥のほか、⑦常時介護申立書

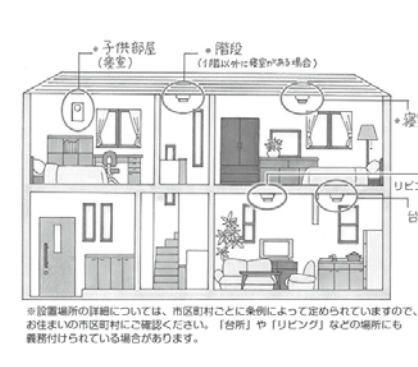
※1生計同一申立書が必要な場合もあります。 ※2障がい者が所有する場合が対象となります。

暮らし

加古川市消防本部 住宅用火災警報器の個別訪問調査を実施します

消防本部では、住宅用火災警報器の設置状況の把握とより効果的な普及啓発・維持管理広報のため、訪問調査を実施します。  
平成29年5月から、上野添、南大中地域の世帯の一部を対象に調査を行います。  
消防職員が消防手帳を携帯して訪問しますので、ご協力をお願いします。

▼問合せ 加古川市消防本部 予防課 ☎079(427)6532



※設置場所の詳細については、市区町村ごとに条件によって定められていますので、お住まいの市区町村にご確認ください。「倉庫」や「リビング」などの場所にも義務付けられている場合があります。

保護受給者を除く ※平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者も受給できます。  
▼問合せ 福祉グループ(給付金担当) ☎079(437)7040  
姉妹など  
▼派遣地域 旧ソ連(ハバロフスク地方)、中国(東北地方)、南方(硫黄島)他9カ所  
▼問合せ 兵庫県生活支援課 恩給援護班 ☎078(341)7711 (内線3081)  
播磨町健康いきいきセンター 指定管理者(株)LINKWORKS  
特定非営利活動法人 文化・福祉・人権サポート アエソン  
発達障害のある子どもの支援ミートイニング Vol.5

「就学までに支援していただきたいこと」発達障害のある子どもの理解と関わりを通して「」と題し、基調講演と播磨町内の特別支援学校・小学校・保育園・療育施設からの課題提起を受けてグループ討

加古川市防災センター 防火管理者資格取得講習会

たくさんの方が出入りしたり、勤務・居住したりしている施設には、防火管理者の選任が必要です。人事異動などにより防火管理者が不在とならないようにしてください。  
▼日時 6月15日(水)、16日(木)  
(2日間の受講が必要)  
▼場所 加古川市防災センター

▼受付期間 5月15日(月)～19日(金)  
▼定員 先着100人  
▼申込時に必要な物 講習費用5千円(テキスト代)及び証明写真(縦3センチ×横2.4センチ)1枚を持参ください。  
※電話及び郵送による申し込みは、一切受付いたしません。ご了承ください。

▼受付場所・問合せ 加古川市消防本部 予防課 予防係 ☎079(427)6532  
加古川市防災センター  
普通救命講習会  
応急手当WEB講習会

①普通救命講習会 AEDなどを使用した心肺蘇生法、止血などの応急手当

議をします。  
▼日時 5月14日(日) 午後1時～4時(受付 午後0時30分)  
▼場所 健康いきいきセンター 3階大会議室  
▼対象 保育・教育・福祉サービス関係者、福祉・保育の従事を目指す学生  
▼講師 岩永竜一郎(長崎大学准教授)  
▼費用 千円(学生 無料)  
※駐車場(有料)は台数に限りがあります。会場へは、公共交通機関をご利用ください。  
▼申込み・問合せ 発達障害のある子どもの支援ミートイニング事務局(NPO法人 アエソン) ☎079(437)0037

加古川市防災センター 普通救命講習会

などの講習会です。受講者は修了証を交付します。  
▼日時 5月19日(金)、27日(土) 午前9時～11時  
【①②共通事項】  
▼場所 加古川市防災センター  
▼対象 播磨町、稲美町、加古川市に在住か在勤の人  
②は加古川市ホームページにある応急手当WEB講習を事前に学習している人  
▼定員 先着各30人  
▼申込み・問合せ 5月6日(出)から、電話で受け付けます(月曜日は休館日のため受け付けできません)  
加古川市防災センター ☎079(423)0119  
応急手当WEB講習会については消防本部救急課 ☎079(424)0119

その他の



資源回収運動奨励金

自治会や子供会などの営利を目的としない地域の団体が、資源ごみ集団回収運動を実施した場合、回収した資源ごみの量に応じて奨励金を交付しています。

- ▼単価 紙類及び布類については、1㎡につき7円(アルミ缶・スチール缶・ガラス瓶は除く) 塵芥処理センターに搬入した紙パックについては、1㎡につき20円
▼申請方法 奨励金の交付を受けようとする団体は、資源回収運動奨励金交付申請書に、回収業者が作成した仕切り伝票を添付して、すこやか環境グループまで提出してください
▼問合せ すこやか環境グループ ☎079(435)2721

県民まちなみ緑化事業

兵庫県では県民緑税を活用し、自治会などの住民団体や土地所有者(個人・法人)などが実施する植樹や芝生化などの緑化活動を支援しています。



地域密着型サービス事業 予定者の募集

播磨町では平成29年度に介護保険地域密着型サービス事業所を整備し、運営していただける法人を募集しています。
▼募集するサービス 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ※詳しくはホームページまたは保険年金グループまでお問い合わせください。
▼問合せ 保険年金グループ ☎079(435)2582

兵庫県知事選挙の投票立会人を募集します

平成29年7月2日(日)に行われる兵庫県知事選挙の投票立会人を募集します。
▼業務内容 投票所において、投票が正しく公正に行われているかを立ち会っていただきます
▼応募資格 町内に居住し、播磨町の選挙人名簿に登録のある有権者
▼立会日時 選挙執行日(7月2日(日))の午前6時45分〜

場の芝生化④建築物の屋上・壁面緑化に要する経費(上限:最大400万円、個人・法人は対象経費の2分の1) ※校庭の芝生化は最大100万円の補助額加算あり。

- ▼対象区域 住民団体:都市計画区域全域、緑条例さとの区域・まちの区域など
個人・法人:市街化区域、用途地域の指定区域、緑条例まちの区域など
※公園庭の芝生化は県下全域を対象。
▼対象規模 住民団体:30平方以上
個人・法人:100平方以上
▼募集期間 4月3日〜11月30日(木)
▼問合せ 土木グループ ☎079(435)2365
東播磨県民局加古川土木事務所 まちづくり建築課 ☎079(421)9402

「播磨町緑の基本計画(平成29年3月改定)」を策定しました

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に基づき、市町村が緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実

午後8時15分

- ▼立会場所 選挙人名簿に登録されている投票所
▼募集人数 各投票所2人ずつ、合計26人(応募者多数の場合には抽選します)
▼報酬額 1万1千円(所得税を源泉徴収します)
▼応募方法 指定の申込書に必要事項を記入のうえ、5月24日(水)までに持参、FAXまたはEメールで応募してください
▼応募先・問合せ 選挙管理委員会(総務グループ内) ☎079(435)0357
☎079(435)3398
Eメール soumu@town.harima.lg.jp
人事院近畿事務局

平成29年度国家公務員採用一般職試験(高卒者試験)

- ▼申込み受付期間 6月19日(月)〜28日(水)
▼インターネット(原則) 6月19日(月)〜21日(水) (通信日付印有効)
▼第1次試験日 9月3日(日)
▼試験地 大阪市、神戸市ほか
▼問合せ 人事院近畿事務局 試験第二係 ☎06(4796)2191

広報はりまは、毎月24日に発行です
自治会を通じて各世帯に配布しています。役場、中央公民館、郷土資料館、図書館、総合体育館、コミセン、土山駅南交流スペースでも入手できます。
●スマートフォンアプリ「マチイロ」でも広報はりまをご覧いただけます



「マチイロ」ダウンロード用QRコード
●フェイスブックやってます
播磨町ホームページからのリンクまたは、下記のQRコードから閲覧できます。

●播磨町ホームページ
http://www.town.harima.lg.jp
▶問合せ 企画グループ
☎079(435)0356

実施するために策定する緑に関する総合的な計画です。
このたび、町の上位計画や関係法令の改定、社会情勢の変化などに適合したものととなるよう改定を行いました。
計画の内容は、都市計画グループ窓口及び町ホームページでご覧になれます。
▼問合せ 都市計画グループ ☎079(435)2366
ホームページ http://www.town.harima.lg.jp/
toshikakaku/kuhashi/nachizukuri/toshitoshikeaku/h28midorikekakaku.html
出生記念樹の贈呈について
平成29年度から、ご出生をお祝いして記念樹の苗木をお渡しします。
指定された数種類の苗木から1点選択していただき、後

日指定の日時、場所にて配布します。苗木の配布をご希望の方はご申請ください。
▼対象者 出生した子ども(平成29年4月1日以降に生まれた人)の親権者で町内に住所を有する人
※市町村民税完納の条件があります。
▼問合せ 土木グループ ☎079(435)2365
生け垣づくり補助金交付制度実施者の募集
緑と潤いのある都市景観の向上を図るため生け垣設置費用の一部を補助しています。
▼補助対象 ①生け垣は、公道・農道に面し、延長2m以上であること。ただし、道路中心線より2m以上後退すること②樹木の設置高さが、1m以上であり、かつ樹木の本数は延長1m当たり2本以上

可を受けた学校に限ります。また海外大学の日本分校については文部科学大臣が個別に指定した課程に限ります。
▼承認期間と継続申請
学生納付特例の承認期間は年度ごと(4月から翌年3月まで)となりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月の始めにはがき形式の学生納付特例申請書が送付されます。次年度も同じ学校などに在学される人は、このはがきに必要事項を記入し返送いただくことにより、学生納付特例の申請が可能です。
なお、在学が変更になった場合にはがきによる申請はできず、新たに学生納付特例の申請をする必要があります。
また、次年度に学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。

年金

学生納付特例制度があります!

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人は、国民年金の被保険者となります。20歳になれば一部(※注1)の人を除き、国民年金第1号の被保険者となり、保険料の納付が必要となります。しかし、学生の人については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

▼対象 本人の所得が一定(※注2) 基準以下の学生が対象となります
※注1 厚生年金保険加入者や共済組合加入者、その配偶者に扶養されている人
※注2 118万円+扶養親族などの数×38万円+社会保険料控除など

▼必要な添付書類
・基礎年金番号が確認できる書類(年金手帳など)
・学生であることまたは学生であったことを証する書類(在学期間がわかる在学証明書または学生証の写し)
▼対象となる学生
学生納付特例でいう学生とは、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する学生です。夜間・定時制課程や通信課程の学生も含まれます。なお、私立の各種専門学校については、修業年限が1年以上の課程の場合は都道府県知事の認

学生納付特例の申請期間は年度ごとの申請になります。
新年度の保険料の学生納付特例申請は、毎年4月から申

▼対象となる学生
学生納付特例でいう学生とは、学校教育法に規定する大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する学生です。夜間・定時制課程や通信課程の学生も含まれます。なお、私立の各種専門学校については、修業年限が1年以上の課程の場合は都道府県知事の認

可を受けた学校に限ります。また海外大学の日本分校については文部科学大臣が個別に指定した課程に限ります。
▼承認期間と継続申請
学生納付特例の承認期間は年度ごと(4月から翌年3月まで)となりますが、承認を受けた次の年度も在学予定である場合、4月の始めにはがき形式の学生納付特例申請書が送付されます。次年度も同じ学校などに在学される人は、このはがきに必要事項を記入し返送いただくことにより、学生納付特例の申請が可能です。
なお、在学が変更になった場合にはがきによる申請はできず、新たに学生納付特例の申請をする必要があります。
また、次年度に学生納付特例制度を利用せず、保険料の納付を希望される場合は、お手数ですがお近くの年金事務所にご連絡ください。